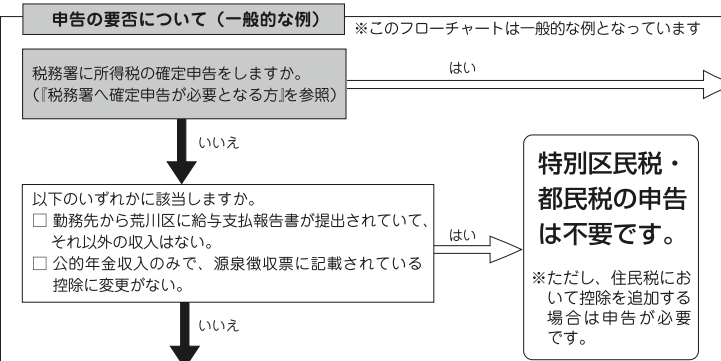


令和7年度
特別区民税・都民税申告の手引き

特別区民税・都民税（住民税）は、前年の所得を基に算出されます。令和6年1月1日から令和6年12月31日までで得た収入や社会保険料控除などの諸控除を申告してください。
申告の要否については、下の表をご覧ください。



特別区民税・都民税申告書の提出が必要です。

☐ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に収入があった方
⇒2～6ページの記入方法に従って申告書を作成してください。

☐ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に収入がなかった方
⇒申告書オモテ面に氏名等、ウラ面の「⑨生活状況確認欄」に記入してください。
（遺族年金・障害年金受給の方もこちらに記入してください）。
※収入がない方でも非課税証明書の発行や国民健康保険料などの算定のためには申告が必要です。

期限後に申告された場合、課税（非課税）証明書の発行までに1～2か月かかる場合があります。

申告に必要なもの

1 申告書 2 本人確認書類（下記参照） 3 所得のわかる資料（3～6ページ参照）
4 所得控除、税額控除のわかる資料（3～6ページ参照）

本人確認書類

1 マイナンバーカードがある方 → **マイナンバーカード1点**
2 マイナンバーカードがない方
→ 以下の A：個人番号確認書類（いずれか1点）
A：個人番号確認書類（いずれか1点）
（1）通知カード（記載事項に変更がある場合は使用できません）
（2）マイナンバーが記載された住民票の写し（または、住民票記載事項証明書）
B：身元確認書類
1点で確認できるもの（いずれか1点）
（1）運転免許証（2）障害者手帳（3）写真付き住民基本台帳カード（4）在留カード 等
2点で確認できるもの（いずれか2点）
（1）健康保険の被保険者証・資格確認書（2）年金証書（手帳）（3）介護保険被保険者証
（4）国・地方公共団体が本人のみに発行した、氏名・住所・生年月日の記載がある書面 等

郵送で申告する方

1 **電話番号を必ず記入してください。**
※申告内容について、確認する場合があります。

2 上記の「申告に必要なもの」と同じ書類を同封してください。
（個人番号確認書類、身元確認書類はコピーを同封してください。
マイナンバーカードについては両面のコピーを同封してください。
※コピーが同封できない場合は税務課課税係にお問い合わせください。）

3 受付印を押した申告受付書（申告書ミシン目の右側）の返送を希望される場合は、税務課課税係までご連絡ください。

代理で申告する方

以下の書類と本人の個人番号確認書類（上記の「申告に必要なもの」参照）が必要です。

1 代理権の確認書類
（1）法定代理人の場合…戸籍謄本、その他資格を証明する書類
（2）任意代理人の場合…委任状

2 代理人の身元確認書類 ※次のうち1点
（1）マイナンバーカード（2）運転免許証 等
※健康保険の被保険者証・資格確認書、年金証書（手帳）等、顔写真なしの書類の中から2点でも可

特別区民税・都民税の申告は不要です。

税務署へ確定申告が必要となる方（主な例）

1 事業所得、不動産所得、譲渡所得のある場合で、所得控除を差し引くと残額がある方

2 給与所得があり、次のいずれかに該当する方
・勤務先で年末調整をされていない方
・2か所以上から給与の支払いを受けている方
・給与所得以外の所得が20万円を超えている方

3 公的年金等の収入があり、次のいずれかに該当する方
・公的年金等収入が400万円を超えている方
・公的年金等以外の所得が20万円を超えている方

4 医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税）などを申告することで所得税の還付を受ける方

詳細につきましては、税務署にご確認ください。

【問い合わせ先】 荒川税務署 ☎03(3893)0151（代表）

※公的年金等の収入が400万円以下であっても、確定申告をすることで所得税の還付を受けられる場合があります。

申告書 [ウラ面] の記入方法（「オモテ面」の記入方法は4～6ページ）

《記入例》

②給与収入（令和6年中）

日雇の方又は源泉徴収をしていない事業所などに勤務している方については、収入を証するものを添付するか、下記に記入のうえ、雇用主に証明してもらってください。	月	月	収	備	考
1					
2			90,000		〇〇産業
3			50,000		荒川区荒川〇-〇-〇
4					電話〇〇〇〇-〇〇〇〇
5					
6					
7					
8					
9					月給120,000×8ヶ月
10					(5～12月)=960,000
11					
12					
給与と					
合計			1,100,000		

勤務先 名称 ㈱町屋商店 所在地 荒川区町屋〇-〇-〇 電話 0000-0000

署名 町屋太郎

③総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	一時
①収入金額	円	円	円
②必要経費	円	円	円
③差引金額(①-②)	円	円	円
④特別控除※	円	円	円
所得金額(③-④)	円	円	円

※ 特別控除として、総合譲渡所得、一時所得それぞれ50万円を差し引くことができます。

④寄附金に関すること（証明書添付）

寄附団体、市区町村等（特別控除対象）	円	寄附団体、市区町村等（特別控除対象）	円
50,000	円	50,000	円
寄附団体、市区町村等（特別控除対象）	円	寄附団体、市区町村等（特別控除対象）	円
寄附団体、市区町村等（特別控除対象）	円	寄附団体、市区町村等（特別控除対象）	円

⑤事業税に関する事項

事業税の課税所得	円	前年中の課税所得	円
事業用資産の課税標準	円	前年中の課税標準	円

⑥住所が荒川区以外にある方で区内に事務所・事業所・家屋敷を有する方の申告欄

名称	電話	所在地

⑦別居者住所 ※国外扶養親族が留学している場合は、留学に〇をしてください。

氏名	住所	留学
荒川 アキ	足立区千住〇-〇-〇	留学
		留学
		留学
		留学

⑧生活状況確認欄

※収入がなかった方は必ず該当する項目に〇を記入してください。

☐ 雇用保険（失業保険）受給（月～月）
☐ 障害年金、遺族年金、児童手当等受給
☒ 預貯金（借入金を含む）で生活していた
☐ 家族（親族）、友人、知人などから生活費を受けていた
☐ その他

1 ⑦給与収入

書き方

下記のとおり記入してください。なお、給与収入の全てが記載された源泉徴収票を添付する場合は、この欄に記入する必要はありません。

①記入内容（可能な限り雇用主が記入してください）
①月収の欄に各月の収入金額を、合計欄に月収の合計金額を記入してください。
②勤務先名称・所在地・電話番号を記入してください。
③署名欄に署名をしてください。
④「合計」欄の金額を申告書オモテ面の「給与⑧」欄に転記してください。

①記入者及び金額の確認方法等
特別な事情により雇用主と連絡がとれない場合は、本人が記入してください。その場合は、収入金額を給与明細書や通帳等から転記し、署名欄は本人が自署してください。

①複数の雇用主から給与の支払を受けている場合
「⑦給与収入」の月収欄には、添付する源泉徴収票の分を除いた給与収入額とその合計額を記載してください。記載した合計額と源泉徴収票の「支払金額」を合算した額を申告書オモテ面の「給与⑧」欄に記入してください。（源泉徴収票も併せて提出してください）

※申告書の内容に基づき、住民税を算定します。
※現金の手渡し等で給与明細書がない場合は、記録を取るようしてください。

必要書類
給与明細書、給与振込額が分かる通帳のコピー等

2 ②所得計算欄（営業・不動産等）【青色・白色】

書き方

収入、必要経費等により所得金額の明細を作成してください。「①収入(売上)」・「所得金額」は、併せて、申告書オモテ面の「営業等」・「不動産」等の欄に転記してください。
※専従者給与（控除）額がある場合は、「②事業専従者に関すること」に専従者の氏名等を記入してください。

3 ③寄附金に関すること

書き方

寄附先ごとに合計した金額を該当する欄に記入してください。
※特別控除対象のふるさと納税は「都道府県、市区町村分（特別控除対象）」に該当します。
※ワンストップ特例を選択した寄附金控除については、住民税の申告をするの特例の適用が受けられなくなります。このため、申告する場合は、ワンストップ特例の手続きをした分も含めて全ての寄附金について申告をしてください。
※条例指定分は荒川区ホームページを参照してください。
荒川区トップページ（生活便利ナビ）(https://www.city.arakawa.tokyo.jp/) → 税金 → 特別区民税・都民税（住民税） → 寄附金税額控除

提出書類
領収書、寄附金証明書等（提示でも可）

4 ④生活状況確認欄

書き方

収入がなかった期間がある方は、該当する項目に ☒ を記入してください。
※収入がなかった方は申告を要しないこととなっていますが、特別区民税・都民税の申告は、各種保険料、手当等の算定資料となるほか、住宅局や地方出入国在留管理局提出等で必要となる課税（非課税）証明書の発行に必要な資料となりますので、申告をお願いします。
※期限後に申告された場合、課税（非課税）証明書の発行までに1～2か月かかる場合があります。

【問い合わせ先】
荒川区役所 税務課 課税係 電話 03 (3802) 3111 (代表)

※代表番号にお掛けの上、内線番号をお伝えください。 内線 2316 ～ 2319
2321 ～ 2323

荒川区ホームページ https://www.city.arakawa.tokyo.jp/（右側の2次元バーコードからアクセスできます）